

令和3年 第9回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年9月28日 午前10時00分、下記の件の議定のため、令和3年第9回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第 7号 空き家に付属する農地指定申請について
- 日程第13 議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第14 議案第 9号 「令和3年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を定めることについて

1 出席委員 (21名)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 2番 佐藤 勝 委員、 | 3番 熊谷 ゆり 委員、 |
| 4番 佐々木 弘 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 22番 大場 裕之 委員、 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員

1 番 佐々木 栄 夫 委員、 5 番 遊 佐 一 成 委員、
1 3 番 芳 賀 博 秋 委員、

3 議事に参与した者

事務局長補佐	小 山 雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋 潤
農地農政係 主 事	千 葉 和 哉
農地農政係 主 事	菅 原 佑 太

(午前 1 0 時 0 0 分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様でございます。」

ご着席願います。

稲刈りがまだ続いている方がいらっしゃいますので、今日の審議の際の質疑等は、簡潔にお願いいたしまして、午前中で総会が終了できますようスムーズな議事進行にご協力願います。

議長

それでは、ただ今から、令和 3 年 第 9 回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席、遅刻の通告があります。

議席番号 1 番 佐々木 栄夫委員、議席番号 5 番 遊佐 一成 委員、議席番号 1 3 番 芳賀 博秋 委員、及び農地利用最適化推進委員の及川 正一 委員から、所要のため、欠席する旨の、議席番号 1 9 番 岩淵 弘 委員から所要のため、遅刻する旨の、通告がございます。

また、事務局長は、栗原市議会 9 月定例会へ出席のため、欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議案説明等のため、事務局長補佐のほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により、議席番号7番 岩淵 敬一 委員、議席番号8番 米山 嘉彦 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局長補佐から報告いたします。

事務局長補佐

議案資料に基づき、令和3年9月1日から令和3年9月28日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに令和3年10月12日から令和3年10月27日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から5番までの4案件、合わせて5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田 1筆 1, 693㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田 4筆 3, 473㎡、

番号3番は、若柳地区の田 10筆 7, 454㎡、及び畑 2筆 1, 123㎡、合計 8, 577㎡、

番号4番は、金成地区の田 2筆 474㎡、

番号5番は、金成地区の田 7筆 5, 820㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の4案件、

以上、5案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番・3番の2案件、合わせて3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 11筆 20, 635㎡、及び、畑 3筆 5, 256㎡、合計 25, 891㎡、売買のためによる農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田 1筆 985㎡、

番号3番は、金成地区の田 4筆 6, 719㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の2案件、

以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第2区の番号1番の案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田 24筆 23, 693㎡、及び、畑 3筆 748㎡、合計 24, 441㎡、経営継承のため、所有権移転贈与する目的により平成25年4月25日付けで許可をしておりましたが、譲受人において、贈与税及び不動産取得税に不都合が発生することがわかり、譲渡人が引き続き農業経営を行うこととなったため、許可の取消を願い出る旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から7番までの7案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 6筆 2, 160㎡、及び、畑 3筆 5, 256㎡、合計 7, 416㎡、

番号2番は、築館地区の田 11筆 8, 012. 39㎡、及び、畑 3筆 4, 618㎡、合計 12, 630. 39㎡、

番号3番は、高清水地区の田 7筆 4, 445㎡、

番号4番は、高清水地区の畑 2筆 6, 701㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の4案件、なお、番号4番は市外居住者の取得であります、すでに栗原市内において農業経営をされている方につき詳細説明は省略。

番号5番は、瀬峰地区の畑 1筆 434㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号6番、7番は関連案件で、番号6番は、瀬峰地区の田 1筆 1, 716㎡、

番号7番は、瀬峰地区の田 2筆 2, 033㎡、それぞれ、経営の合理化のための所有権移転交換の2案件、

以上、7案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る9月21日、農地利用最適化推進委員の 曾根 茂 委員、及び及川 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る9月21日の火曜日に3名にて、書類審査を行いました。

議案の詳細については、事務局から説明があったとおりです。

番号1番から5番までは、労力不足や財産処分による売買となっており、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題が無いものと判断しました。

この内、番号4番については、市外居住者が購入する案件ですが、すでに農業経営をされている方ですので、特に問題無いと判断しました。

番号6番及び7番については、経営の合理化を目的とした交換の案件で、それぞれの管理する農地の近くの土地とのことで、特に問題無いものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願います。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番・9番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の田 42筆 35, 213㎡、及び畑 13筆 6, 645㎡、合計 41, 858㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、番号9番は、志波姫地区の畑 1筆 969㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

以上、2案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る9月22日、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 進 委員、及び 佐々木 貞一郎 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 貞一郎 推進委員から報告願います。

佐々木 貞一郎 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る9月22日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号8番については、親子による経営継承となっており、問題がないものと判断しました。

番号9番については、経営規模拡大のための有権移転売買となっており、こちらも特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号10番の案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の 番号10番は、栗駒地区の畑 1筆 1, 992㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る9月22日、議席番号21番 大沢 純香 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一 委員、及び 高橋 茂 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る9月22日の水曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号10番については、経営規模拡大のための所有権移転売買となっております。

許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買による転用の案件で、一迫地区の田 1筆 939㎡を購入して住宅用地として転用し、一般個人住宅を建築造成する計画で、平成4年5月25日付で許可を受け、現在、土地の造成工事まで完了しておりますが、その後、当初事業者の経済的理由から事業続行不可能となったため、事業者を変更する申請となっており、新たな申請人が事業を継承するものであります。

なお、この案件については、新たに権利移動が発生する案件となりますので、同時に農地法第5条の規定による許可申請が提出されておりますので、詳細については、第5条の許可申請の審議の際に説明する旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請については、去る9月21日の火曜日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件について、詳細は事務局が説明したとおりですが、現地確認しますと、住宅の連たんしている地域の農地で、一度転用許可を受け造成した後、やむを得ず経済的な理由により、住宅建築が出来なくなったとのことで、継承者が土地を購入し、新たな事業者となって住宅を建築するという内容で、周囲の営農活動への影響も無いことから、許可にあたっては特に問題無いものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの、3案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番、番号2番は同一事業による関連案件で、いずれも、所有権移転売買の案件となっており、番号1番は、高清水地区の田 2筆 3, 541㎡、及び番号2番は、高清水地区の田 1筆 3, 387㎡、合計 6, 928㎡を業務用地として転用し、譲受人が経営する建設業の残土置場を造成するものであります。

農地区分は、山林、原野及び高低差により分断された生産性の低い小集団農地でありますので、第2種農地に該当する旨の2案件、

なお、本案件は、転用面積が3,000㎡を越えているので、令和3年10月に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

番号3番は、所有権移転売買の案件で、先ほどご審議いただきました農地転用事業計画変更承認申請の関連案件で、一迫地区の田 1筆 939㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものでありますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る9月21日の火曜日に、先ほどの3名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番及び2番の件は、現地確認しますと、山林と原野に囲まれた場所にある農地で、現在は何も作付けされていない状態でした。

そこを転用し、工事現場からの残土受け入れ場所として造成するものです。

申請地は周囲の農地から分断されており、周辺農地への影響を与えないことが確認できましたので、転用許可にあたっては特に問題が無いものと判断しました。

番号3番の件については、先ほどご審議いただいた転用計画変更に関連する案件で、もともとの事業者から新しい事業者に土地の所有権を移転するための申請です。

現地は先ほど報告した通りの場所で、周辺の営農活動への影響が無いことが確認できましたので、許可にあたっては特に問題ないと判断しました。

以上で、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から8番までの5案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、所有権移転贈与の案件で、若柳地区の田 1筆 497㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものでありますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号5番、番号6番は同一事業による関連案件で、いずれも、所有権移転売買の案件となっており、番号5番は、若柳地区の田 1筆 985㎡、番号6番は、若柳地区の田 1筆 1,930㎡、合計 2,912㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであります。

農地区分は、いずれも、都市計画区域内で第1種住居地域となっていることから、第3種農地に該当する旨の2案件、

番号7番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の畑 1筆 178㎡を、業務用地として転用し、賃貸用駐車場を造成するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地となっていることから、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号8番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の畑 1筆 531㎡を、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、2種類以上の埋設管が整備されている道路に接しており、500m以内に教育施設及び医院が存在していることから、第3種農地に該当する旨の1案件、以上5案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る9月22日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番については、申請地を譲り受けまして住宅及び駐車場を建築造成するもので、親子間の所有権移転贈与であります。

番号5番から8番については、所有権移転売買の4案件で、5番と6番については、申請地を購入いたしまして、太陽光パネルを設置して売電収入を得るものであり、きちんと管理されている農地でありました。

番号7番については、申請地を購入し賃貸用の駐車場を造成するものであります。

番号8番については、申請地を購入し、住宅及び駐車場を建築造成するものであります。詳細につきましては、事務局が説明したとおりであり、以上の5案件についての許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号9番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の田 2筆 668㎡を業務用地として転用し、譲受人が経営する会社が所有する大型車両用の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあります第1種農地に該当しますが、既存敷地面積の2分の1以内での拡張となることから、不許可の例外として取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、21番 大沢 純香 委員から報告願います。

21番 大沢 純香 委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る9月22日の水曜日に4名にて、現地確認調査を行いました。

番号9番については、事務局から説明があったとおり駐車場を拡張する案件でございます。申出地は、現在作付けされておりません。隣接する民家もありませんので、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定の準用による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第3区の番号7番・8番の2案件を審議いたします。

農地利用最適化推進委員の高橋 茂 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午前10時47分)(高橋 茂 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午前10時48分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、鶯沢地区の田 1筆 92㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号8番は、鶯沢地区の田 3筆 5,784㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号の番号7番・8番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号7番・8番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定の準用による、委員の議事参与の制限を解き、高橋 茂 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午前10時49分)(高橋 茂 推進委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午前10時49分)
次に、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 998㎡、
番号2番は、築館地区の田 5筆 18, 475㎡、
番号3番は、高清水地区の田 1筆 1, 000㎡、

番号4番は、高清水地区の田 3筆 2, 591㎡、
番号5番は、高清水地区の田 7筆 6, 221㎡、いずれも、所有権移転売買で
ある旨の5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番の案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、志波姫地区の田 1筆 268㎡、所有権移転売買である旨
の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。
議案第5号の、番号1番から6番までの6案件について、原案を可とすることに賛
成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 129㎡、願出地は、先々代の叔父が養鶏場の敷地として使用していたが、平成5年頃に廃業し、現在に至るもので、今後、農地への復元が困難であるし、見込みもないことから、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 2筆 6, 509㎡、及び畑 2筆 4, 574㎡、願出地は、平成10年頃から労力不足により荒廃、山林化し現在に至るもので、今後農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、高清水地区の田 1筆 1, 776㎡、願出地は、平成6年頃から労力不足により荒廃、山林化し現在に至るもので、今後、農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の畑 1筆 64㎡、願出地は、昭和50年頃に先代が住宅を建築する際に宅地敷地への侵入口として整備し現在に至るもので、今後、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第6号 非農地証明願については、去る9月21日の火曜日に先ほどの3名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地を確認してみますと、現地写真のとおり、鶏を飼育するためのフェンスや小屋が残っており、その周辺は背の高い草や木が繁茂しておりました。この場所で農業を行うことは無理であり、農地への復旧は困難であり、許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。

番号2番の件は、現地を確認してみますと、全体として草木の繁茂が激しく、農地への復旧は困難と思われます。

なお、38-264番地については、かつては家の裏側で畑作をしていたと思われますが、現在は草木によって通路がふさがれ、通行できませんでしたので、航空写真と周辺の状況により確認しました。農地への復旧は困難であり、許可に当たっては、特に問題無いと判断しました。

番号3番の件は、現地を確認しますと、完全に山林化しており、枝葉や雑草をかき分けての現地確認となりました。農地への復旧は困難であり、無理だと思われますので、許可に当たっては特に問題無いと判断しました。

番号4番の件は、現地を確認しますと、住宅への通路となっておりました。

舗装されており、事務局からの説明のとおり、住宅へ向かうための唯一の通路で、これがないと住宅は入ることができなくなると考えられます。

周辺農地への影響も無いと判断し、許可に当たっては特に問題無いと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から7番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、金成地区の田 1筆 142㎡、願出地は、昭和50年頃から先代が宅地敷地への侵入口として使用し現在に至るもので、今後、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の畑 2筆 154㎡、願出地は、昭和32年頃から居宅の一部及び庭として使用し現在に至るもので、今後、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田 1筆 149㎡、願出地は、昭和46年頃から居宅の一部及び庭として使用し現在に至るもので、今後、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、3番 熊谷 ゆり 委員から報告願います。

3番 熊谷 ゆり 委員

議案第6号 非農地証明願について、去る9月22日の水曜日に4名にて、現地を確認してまいりました。

番号5番から7番までの3件とも、転用されてから長年経過していること、また、生活の一部となっていることから、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声—

議長

11番、三浦正勝 委員

11番、三浦 正勝 委員

番号7番の案件ですが、届出されているのは、地番157-5ですけれども、航空写真を見ると、地番157-1は田になっているが、焼却炉みたいなものが写っている、現状はどうなっているのか。

議長

事務局説明

事務局

今回の願出地の157-5と157-1については、以前は1筆の農地となっていたが、今回の非農地願出に係る必要最小限な部分について、分筆を行っている。

ご指摘の157-1に写っているものは、確かに焼却炉のように見えますが、居宅を整理した際のごみを一時的に重ねておいたものが、写真撮影の際に残っていたもので、早急に撤去する予定となっております。

議長

よろしいですか。

11番、三浦 正勝 委員

はい、撤去予定であれば了解しました。

議長

その他ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

会議開始から1時間以上が経過しましたので、ここで、午前11時20分まで、休憩といたします。

休憩：午前11時10分から11時20分まで

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午前11時20分)

程第12、議案第7号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の畑 3筆 1, 432㎡、

申請地は、栗原市空き家情報登録制度により令和3年5月11日に登録されていることを確認しており、登録されている物件と所有者が同一物件となっているため、申請するものであります。

空き家を取得する者が農地部分を含めて購入することを可能とするための指定申請であり、承認後、農地法第3条の規定による許可申請がなされる予定となっている旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第7号 空き家に付属する農地指定申請については、去る9月21日の火曜日に先ほどの3名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件について、現地を確認しますと、事務局から説明があったとおり隣の親戚の方がきれいに草刈をしており、良好に管理されているのが確認できました。

今後は、別な方が宅地と併せて購入して、農地として利用したいということですので、指定に当たっては特に問題無いと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の畑 1筆 157㎡、

申請地は、栗原市空き家情報登録制度により令和3年5月11日に登録されていることを確認しており、登録されている物件と所有者が同一物件となっているため、申

請するものであります。

空き家を取得する者が農地部分を含めて購入することを可能とするための指定申請であり、承認後、農地法第3条の規定による許可申請がなされる予定となっている旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、3番 熊谷 ゆり 委員から報告願います。

3番 熊谷 ゆり 委員

議案第6号 空き家に付属する農地指定申請については、去る9月22日の水曜日に4名にて、現地確認を行いました。

番号2番については、現地を確認しますと、事務局から説明がありました農地は、現在は草が生い茂っておりましたが、購入予定の方が今後家庭菜園として利用することなので、指定に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり指定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第7号、空き家に付属する農地指定申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案のとおり指定することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の、2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

はじめに、本日の案件についてですが、令和3年9月2日付で市長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

農用地利用計画の今回の変更面積については、農用区域からの除外が20.52a、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更が14.75aとなり、全体で、20.52aの減少となっております。

諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。例えば、農用区域から除外があった場合に、転用が可能かどうか農業委員会の意見を求められているものであります。

番号1番、築館1は、除外申し出の案件で、築館地区の田 1筆 3,133㎡のうち350㎡、事業計画者の一般個人住宅及び駐車場を建築造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、山林、河川、宅地で分断された生産性の低い小集団農地で、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号2番、一迫1は、用途変更申し出の案件で、一迫地区の畑 1筆 720㎡のうち192.58㎡、事業計画者が畜産の規模拡大に取り組むため、畜舎の増築及び、作業用通路を造成するもので、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第8号 農業振興地域整備計画の変更については、去る9月21日の火曜日に先ほどの3名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件については、事務局から説明があったとおり新みやぎ農協のすぐ近くの道路に接する農地で、住宅を建築するに当たっては、乗り入れの道路との高低差もなく、定期的に草刈管理されていることが確認でき、周辺営農への影響は無いと思わ

れますので、特に問題無いものと判断しました。

番号2番の件については、事業計画者は現在も畜産業を営んでおり、規模拡大のために畜舎を増設し、それに伴って農作業用通路を改めて整備し、今後も引き続き農業用施設として利用するための変更であり、糞尿処理については特に気を付けているということです。特に問題無いものと判断しました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から5番までの、3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番、志波姫1と番号4番、志波姫2については、地番及び、土地所有者が同一となっており、今後分筆予定で、いずれも除外申し出の案件であります。

番号3番、志波姫1は、志波姫地区の田 1筆 1, 472 m²のうち372.20 m²、事業計画者が一般個人住宅を建築造成するための除外、

番号4番、志波姫2は、志波姫地区の田 1筆 1, 472 m²のうち380.08 m²、事業計画者が一般個人住宅を建築造成するための除外、

この2案件が転用申請に至った際の農地区分は、2種類以上の埋設管が整備された道路に面しており、半径500m以内に、2軒以上の医療施設が立地していることから、第3種農地として取り扱う旨の2案件、

番号5番、志波姫3は、除外申し出の案件で、志波姫地区の畑 1筆 154 m²、事業計画者が一般個人住宅を建築造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 貞一郎 推進委員から報告願います。

佐々木 貞一郎 推進委員

議案第8号 農業振興地域整備計画の変更については、去る9月22日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号3番から5番の件については、ただ今事務局から詳細に説明があったとおりであり、3案件とも一般個人住宅を建築造成するための除外となっており、周辺農地への影響は無いと思われますので、特に問題無いものと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から8番までの、3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号6番、栗駒1は、除外申し出の案件で、栗駒地区の田 1筆 480㎡、事業計画者が経営する会社の業務用資材置き場及び車両駐車場を造成整備するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、既存敷地面積の2分の1以内の面積での拡張であるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号7番、栗駒2は、除外申し出の案件で、栗駒地区の畑1筆 316㎡、事業計画者が経営する会社の従業員用の駐車場を造成整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、宅地、山林等農地以外の土地による分断及び、高低差により分断された生産性の低い小集団農地で、第2種農地で取扱う旨の1案件、

番号8番、栗駒3は、用途区分の変更申し出の案件で、栗駒地区の田 1筆 1,282㎡、事業計画者が農業経営の規模拡大に伴い、農機具置場及び育苗用施設を建設整備するために、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更で、転用許可に係る立地基準については、農用地区域に該当しますが、農業用施設の建設が目的であることから、不許可の例外で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第8号 農業振興地域整備計画の変更については、去る9月22日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
詳細については、事務局から説明があったとおりです。
栗駒1番については、会社の隣接地であり、駐車場及び、資材置場の建設造成、
栗駒2番については、従業員の駐車場の拡大、
栗駒3番については、農業経営拡大に伴う農業用の施設用地です。
いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第8号については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

議長

よって、日程第13 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から8番までの8案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

日程第14、議案第9号 令和3年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書を定めることについて、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と規定されており、昨年度は実施しませんでした。今年度、市長に対し意見書の提出を実施することとしました。

意見書の内容につきましては、素案を運営委員会で協議し、栗原市農業委員会における「令和3年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書」(案)として、42ページから46ページのとおり調整し作成しましたので、その内容をご審議いただくものでございます。

なお、議決後は、農業委員会会長から栗原市に対し、10月か11月中に意見書を提出いたしまして、その後、会長に対して意見書に対する回答をいただく予定でございます。

説明につきましては、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「はい」の声—

議長

11番、三浦正勝 委員。

11番、三浦 正勝 委員

文言の修正をお願いしたいのですが、45ページの(1)の3行目ですが、「農業従事者の責務」とあるところを「農地所有者の責務」と修正をお願いしたいと思います。皆様にお諮り願います。

議長

はい、それではお諮りいたします。

ただ今、11番、三浦委員からの修正について、発言どおり修正することに賛成の委員は挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、45ページの(1)の3行目の「農業従事者の責務」については、「農地所有者の責務」と修正することといたします。

その他ございませんか。

—「なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第9号については、原案を一部修正し決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第14、議案第9号 令和3年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書を定めることについては、原案を一部修正し決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第9回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午前11時58分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員